



あなたはどのように考えますか？

～日本のエネルギー政策～

• 電源立地県 福島からの問いかけ •

福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」



平成14年

福島県エネルギー政策検討会は、電源立地県の立場でエネルギー全般について検討してきました。そしてこのほど、これまで22回に及んだ検討の内容を平成14年9月19日に「中間とりまとめ」として整理しました。本書では、「中間とりまとめ」で示した論点や疑問点について、簡潔にわかりやすく解説します。

も く じ

はじめに	3
「検討会における主要な論点と疑問点」について	
1 電力の需給構造の変化について	5
2 新エネルギーの可能性について	6
3 原子力政策の決定プロセスについて	7
(1) 情報公開は十分に行われているのでしょうか。	
(2) 政策に広く国民の声が十分反映されているのでしょうか。	
(3) 原子力政策の評価は適切になされているのでしょうか。	
(4) どこで原子力政策が決定されるのでしょうか。	
4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて	11
(1) 原子力発電推進の理由は国民に対し、説得力をもつのでしょうか。	
(2) 電力自由化の中で原子力発電をどのように位置付けていくのでしょうか。	
(3) 原子力発電所の高経年化対策は適切に進められるのでしょうか。	
(4) 高レベル放射性廃棄物処分の実現見通しはどのようなのでしょうか。	
5 核燃料サイクルについて	15
(1) 核燃料サイクルは現段階で必要不可欠なものと言えるのでしょうか。	
(2) 核燃料サイクルは資源の節約、ひいては安定供給につながるのでしょうか。	
(3) 核燃料サイクルの経済性に問題はないのでしょうか。	
(4) プルトニウムバランスはとられているのでしょうか。	
(5) 高速増殖炉の実現可能性はどのようなのでしょうか。	
(6) 再処理は本当に高レベル放射性廃棄物の量を大幅に削減できるのでしょうか。	
(7) 使用済MOX燃料の処理はどうするのでしょうか。	
6 電源立地地域の将来について	21
(1) 発電所の立地は、電源立地地域の将来にわたる振興に寄与できるのでしょうか。	
(2) 廃炉を見据えた地域の将来を考える時期にあるのではないのでしょうか。	
「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」について	23
おわりに	25



① 田子倉湖



② 猪苗代湖と磐梯山

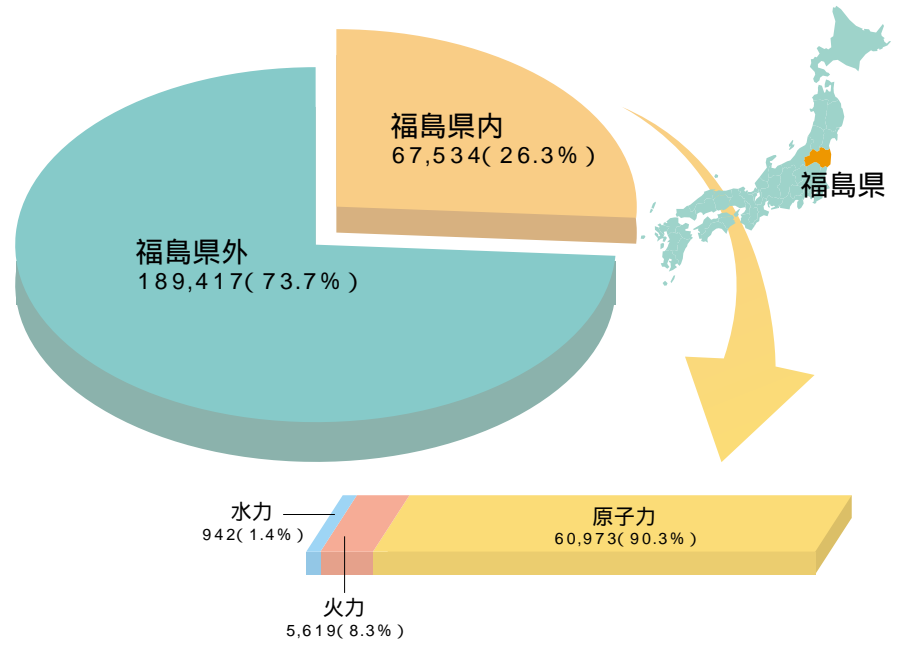


③ 福島第一原子力発電所

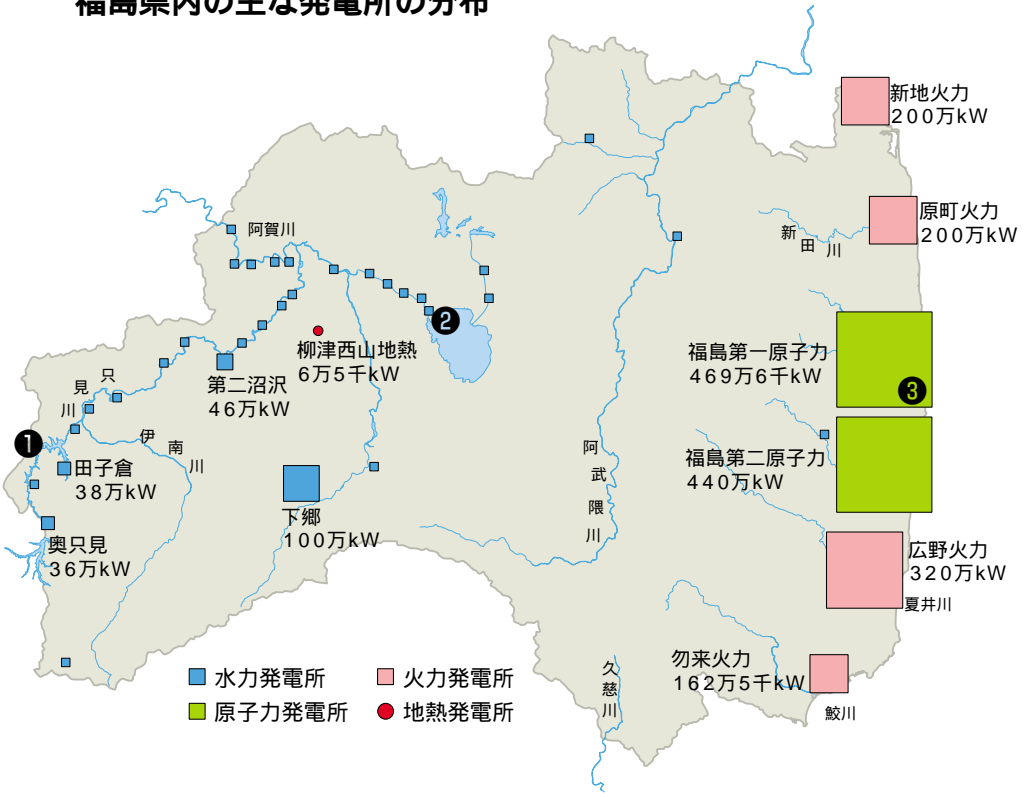
福島県は首都圏の電力(東京電力)の4分の1を供給しています。

福島県は、明治以来1世紀にわたり、国のエネルギー政策に協力してきました。現在、我が国最大の発電県として、その発電量は全国の約1割、東京電力(株)の約4分の1を占めています。

東京電力全体の総発電量 (平成13年度実績・単位：百万kWh)



福島県内の主な発電所の分布



はじめに

1. エネルギー政策の検討に至った経緯について

福島県は、我が国最大の発電県であり、現在10基の原子炉が稼働しています。これまで本県では、福島第二原子力発電所の再循環ポンプの損傷事故や、使用済核燃料貯蔵共用プールについての国の約束反故などがありました。さらに、JCO臨界事故など相次ぐ不祥事や事故が発生し、国民の理解が後退している中、プルサーマルを実施しようとする動きが報道され、また平成13年2月には、事業者から新規電源開発の凍結が一方向的に発表されました。

このように、国がエネルギー政策を国策として、立地地域をないがしろにして一方的に進めるようなことでは、電源立地地域は、その存在を脅かされるほどの影響を受けかねないと判断して、平成13年5月に「福島県エネルギー政策検討会」を設置しました。

国や電気事業者の進め方

共用プールに関する約束反故に見られるような国の原子力行政の進め方

プルサーマル強行の動きに見られるような国の原子力行政の進め方

新規電源開発の一方向的な凍結に見られるような事業者の姿勢

地域の存在を左右するほどの大きな影響を与えかねないことから、電源立地県の立場で、エネルギー全般に対して検討することとしました。

福島県エネルギー政策検討会を設置

会長：知事
副会長：副知事、出納長
構成員：各部局長等

原子力政策をめぐる経緯

昭和64年1月	福島第二原子力発電所3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故 県では、通報連絡体制の改善や事故教訓の事業者間の共有を強く訴えた
平成5年4月	福島第一原子力発電所共用プール設置の事前了承を了承（平成6年6月の「原子力長期計画」改定で約束が反故になる）
平成8年1月	三県知事提言（福島県知事、新潟県知事、福井県知事） 原子力政策の根本的な見直しを国に求める
平成10年11月	福島県「プルサーマルの事前了解」 全国で初めての了解 国民理解の促進、MOX燃料の品質管理など4項目を要請
平成11年9月	関西電力高浜原子力発電所3号機のMOX燃料品質管理データねつ造 茨城県東海村でJCO臨界事故
平成13年2月	東京電力の新規電源開発の凍結方針発表 新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結原則として、全てが対象
5月	福島県エネルギー政策検討会設置
平成14年8月	原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題発覚

用語解説

【プルサーマル】

使用済み燃料からプルトニウムを取り出し、MOX燃料として一般の原子力発電所で利用すること。

【JCO臨界事故】

平成11年9月に茨城県東海村で起こった日本初の臨界事故。軽水炉用の核燃料製造のための再転換作業中に「臨界状態」（核分裂が連続的に継続する状態）に達し、瞬間的に激しい連鎖反応が起こり、その後も臨界状態が続いた。業務上死者が出た日本初の例であり、一般人が放射線被曝を受けた点では、世界的にも他に例がない。

【三県知事提言】

平成7年12月の高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故と旧動燃による事実隠ぺい事件の重大性から、平成8年1月に新潟県知事、福井県知事と共に「改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と、原子力政策を根本から見直すように提言したものを。

【MOX燃料】

ウランとプルトニウムを酸化物の形で混合した燃料。

【共用プール】

原子力発電所の複数の号機間で共有化する、使用済燃料の貯蔵専用施設。

2. エネルギー政策検討会における検討状況

検討にあたっては、まず県民の皆様のご意見を伺うことが重要と考え、平成13年5月に「県民の意見を聴く会」を開催しました。そこで得られた、216項目にも上るご意見をもとに、検討会のテーマを次の4項目としました。これらのテーマに基づいて、我が国を代表する有識者との意見交換等を行いながら、検討を進めてきました。



検討会における講師との意見交換等の状況

テーマ

『21世紀における科学技術と人間社会のあり方』

第2回検討会(平成13年7月23日)

講師: 国際基督教大学 教授 村上陽一郎氏
(現: 国際基督教大学大学院 教授)

第3回検討会(平成13年7月31日)

講師: 三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長
米本昌平氏
(現: ㈱科学技術文明研究所 所長)

テーマ『エネルギー政策について』

第4回検討会(平成13年8月6日)

講師: (株)日本総合研究所 主任研究員 飯田哲也氏

第5回検討会(平成13年8月22日)

講師: 京都大学経済研究所 所長 佐和隆光氏

テーマ『原子力政策について』

第7回検討会(平成13年9月17日)

講師: 岩手県立大学 学長 西澤潤一氏

第8回検討会(平成13年10月22日)

講師: 九州大学大学院 教授 吉岡 斉氏

第9回検討会(平成13年11月21日)

講師: 東京大学大学院 教授 山地憲治氏

第10回検討会(平成13年11月26日)

講師: 京都大学教授 神田啓治氏

(現: 京都大学名誉教授、エネルギー政策研究所 所長)

第12回検討会(平成14年1月23日)

講師: 科学ジャーナリスト 中村政雄氏

第13回検討会(平成14年2月12日)

講師: 物理学者・技術評論家 桜井 淳氏

第15回検討会(平成14年3月25日)

講師: 東京大学名誉教授 朝田泰英氏

『原子力委員会との意見交換』

第20回検討会(平成14年8月5日)

出席者: 原子力委員会委員(5名)

藤家洋一委員長、遠藤哲也委員長代理、
木元教子委員、竹内哲夫委員、森島昭夫委員

3. 「中間とりまとめ」の基本的な考え方

「中間とりまとめ」は、これまでの検討会(計22回)での検討内容を現段階で整理し、県民の皆様にお知らせするためのものです。

本書は「中間とりまとめ」(平成14年9月19日)を基に作成していますが、一部その後のデータ等も加えています。

「検討会における主要な論点と疑問点」について

1 電力の需給構造の変化について

電力の自由化が進み、電力の需給構造等が変化する中で、今後も従来のような電力消費量の伸びを前提とした電力会社による新たな電源立地は必要となるのでしょうか。

1. 省エネルギー化

家電機器での省エネルギー化は進んでおり、一台当たりの消費電力は90年代以降一貫して低下しています。この傾向は今後もさらに進んでいくと予想されます。

2. ライフスタイルの変化

国民の間では環境志向が高まり、地球環境負荷の少ないライフスタイルを志向する動きが見られ始めています。

電力をめぐる動き

3. 需給構造の変化

コージェネレーション（熱と電気を同時に供給するシステム）など分散型電源の一層の導入も見込まれるなど、需給構造が変化してきています。

4. 電力需要や電源開発の見直し

平成13年度の我が国の総需要電力量は、19年振りに前年度を下回りました。そして電力会社も、電源開発の一部凍結や中止を行っています。

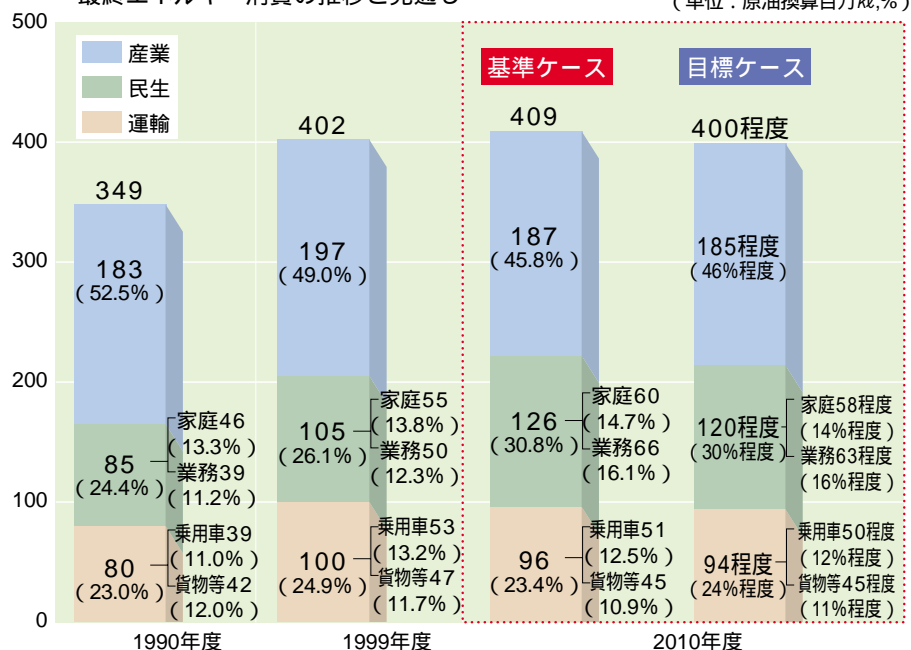
検討会講師の意見より

佐和隆光
京都大学経済研究所所長
(第5回検討会講師)

90年代前半までの電力消費の伸びは、待機電力を必要とする家電製品やエアコン、大型家電の普及などの理由があり、今後はそのような伸びはないでしょう。小規模分散型の電源が今後10年、20年の間に相当普及することになると、電力需要が伸び、電力消費が増えても、電力会社が供給する電力の量は明らかに減ります。

最終エネルギー消費の推移と見通し

(単位：原油換算百万kl,%)



本見通しにおける数値は一定の前提下に推計されたものであり、ある程度の幅を持って理解すべきものである。

2010年度の数値は、原子力発電所10から13基増設を前提としている。

《作成：福島県エネルギー政策検討会》 《出所：総合資源エネルギー調査会報告書（平成13年7月）》

2 新エネルギーの可能性について

国は、新エネルギーの導入目標を一次エネルギー総供給の3%程度としていますが、各種の導入施策を講じることにより、導入の一層の促進を図ることが必要ではないでしょうか。

国の見解

新エネルギーは、以下のような様々な意義を有している。

地球環境問題への対応

エネルギー安定供給の対応

新規産業や雇用の創出

など

今後は新エネルギーが抱える各種課題を解決しながら、着実に新エネルギーの導入拡大を進めていくべきであり、現時点における新エネルギーの課題を理由として消極的に対応することは適切ではない。

他方、新エネルギーに過大な期待や幻想を有することは厳に慎むべきであり、新エネルギーの現状やその課題を十分に把握することが必要である。

現状

新エネルギー導入には、経済性をはじめとしていくつかの課題がある。

新エネルギーについては、財源の充実や炭素税といった新しい税制の導入等の抜本的な見直しを行うことにより、導入の一層の促進を図ることが必要なのではないでしょうか。

用語解説

【新エネルギー】

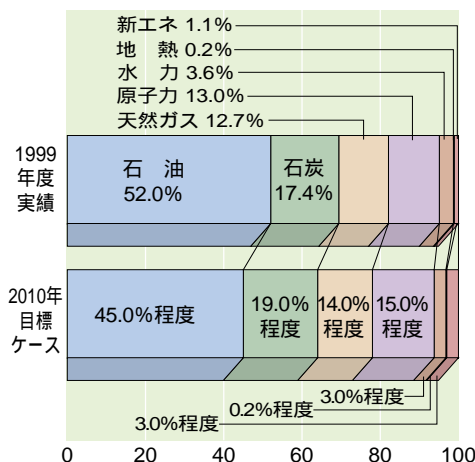
供給サイドの新エネルギー
太陽光(発電、熱利用)、風力発電、温度差エネルギー、廃棄物(発電、熱利用、燃料製造)、バイオマス(発電、熱利用、燃料製造)、雪氷熱利用

需要サイドの新エネルギー
クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池

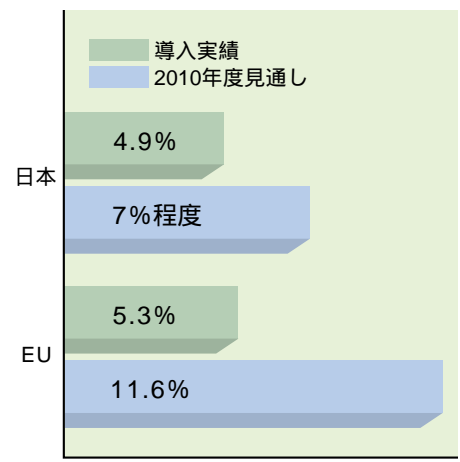
【再生可能エネルギー】

新エネルギーに地熱や水力を加えたもの。

新エネルギー等の導入目標値
一次エネルギー供給の見通し



再生可能エネルギーの導入目標値
一次エネルギー供給に占める
再生可能エネルギーの割合



導入実績 日本は1999年度
EUは1998年度

《作成：福島県エネルギー政策検討会》
《出所：総合資源エネルギー調査会報告書(平成13年7月)》

3 原子力政策の決定プロセスについて

(1) 情報公開は十分に行われているのでしょうか。

原子力は巨大な科学技術でその内容が非常に難解であり、また、原子力政策の推進は国民の安全という基本的人権に深く関わるものです。このため、原子力政策の決定にあたっては、国民に分かりやすい十分な情報公開が不可欠ですが、情報公開は十分に行われているのでしょうか。

現在の情報公開

これまで、
・「もんじゅ」事故における情報隠ぺい、MOX燃料のデータ改ざん等が発生

国や事業者の体質改善が指摘されてきた。



原子力公開資料センターの開設や各種審議会の原則公開、インターネットを活用した情報公開などを進めている。

現在の情報公開の問題点

専門的で難しい
情報が小出しで提供され全体像がつかめ
反対論や都合の悪い情報が十分に提供されていない
提供される情報が体系化されていない

「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」の発覚

事業者などの情報隠ぺい体質および事業者を指導、監督する国の体質・体制が未だ改まっておらず、深刻な状況にあることを露呈

国民の不安感・不信感をなくすためにも、都合の悪い情報も含めた、国民への情報提供の在り方について、抜本的に見直すべきではないでしょうか。

検討会講師の意見より

村上陽一郎
国際基督教大学教授（第2回検討会講師）

自己責任を全うするだけの情報が与えられていません。こういう状況は徹底的に日本の社会の欠陥だと思います。いつでもどこでも欲しいと思った情報が手に入るという仕組みと制度を用意し、専門家も情報を二次加工してできるだけ分かりやすく情報公開しなければなりません。

西澤潤一
岩手県立大学学長（第7回検討会講師）

あるところから送られてきた教科書を見たら「原子力は夢の技術だ、こんないいものはない」という調子で一貫していました。「ちゃんとやらないと危ない」ということは一つも書いていません。それは非常におかしいんじゃないかということを示し上げました。

3 原子力政策の決定プロセスについて

(2) 政策に広く国民の声が十分反映されているのでしょうか。

単に国民の意見を聴くだけでなく、国民が十分な情報と知識を基に判断し、原子力政策等に対し、その意見を反映させることができる仕組みづくりが必要ではないのでしょうか。

国の見解

原子力委員会では、政策決定プロセスにおいて、パブリック・コメントの募集
長期計画の策定では、「原子力政策円卓会議」、「ご意見を聴く会」を開催し、そこでの意見を踏まえて作成
さらに、市民参加のもとで検討するために、「市民参加懇談会」を設置などの取り組みを行っている。

疑問 原子力政策に国民の声が正しく反映されていないのではないか。

1 政策を決定する各種委員会や部会等の構成員は、勢力バランスを考えて事務局が選定するため、そのバランスを反映した結論になっていないか。

2 結論が出てから国民の意見を聴くので、国民の意見は全く通らないのではないか。

などの指摘がある。

単純に賛成か反対かといった意見を聴くのではなく、専門家による十分な情報や複数の選択肢を提示した上で、国民が選択できるような仕組みが必要ではないでしょうか。

例えば、デンマークでは、科学技術政策の決定にあたり、コンセンサス会議という手法が導入されています。

[コンセンサス会議]

デンマークにおけるコンセンサス会議は、テクノロジーアセスメントの手法として用いられているもので、専門家と“Lay People”(素人)と呼ばれる一般市民が、公開の下で対話しながら、“Lay People”のコンセンサス文書を取りまとめ、それを国会に報告するというもの。一般市民、専門家、政治家のギャップを埋めるのが、コンセンサス会議の重要な役割となっており、年に1、2回の割合で開催されています。

検討会講師の意見より

吉岡 斉

九州大学大学院教授(第8回検討会講師)

国の原子力委員会は、総論については正論が通りやすいのですが、各論についてはまだテコでも動きません。それは様々な勢力のバランスで政策が決まっているので、そのバランスを反映させるための人選を事務局が担当するから、現実には人数と構成どおりの力関係に沿った内容になるのです。

飯田哲也

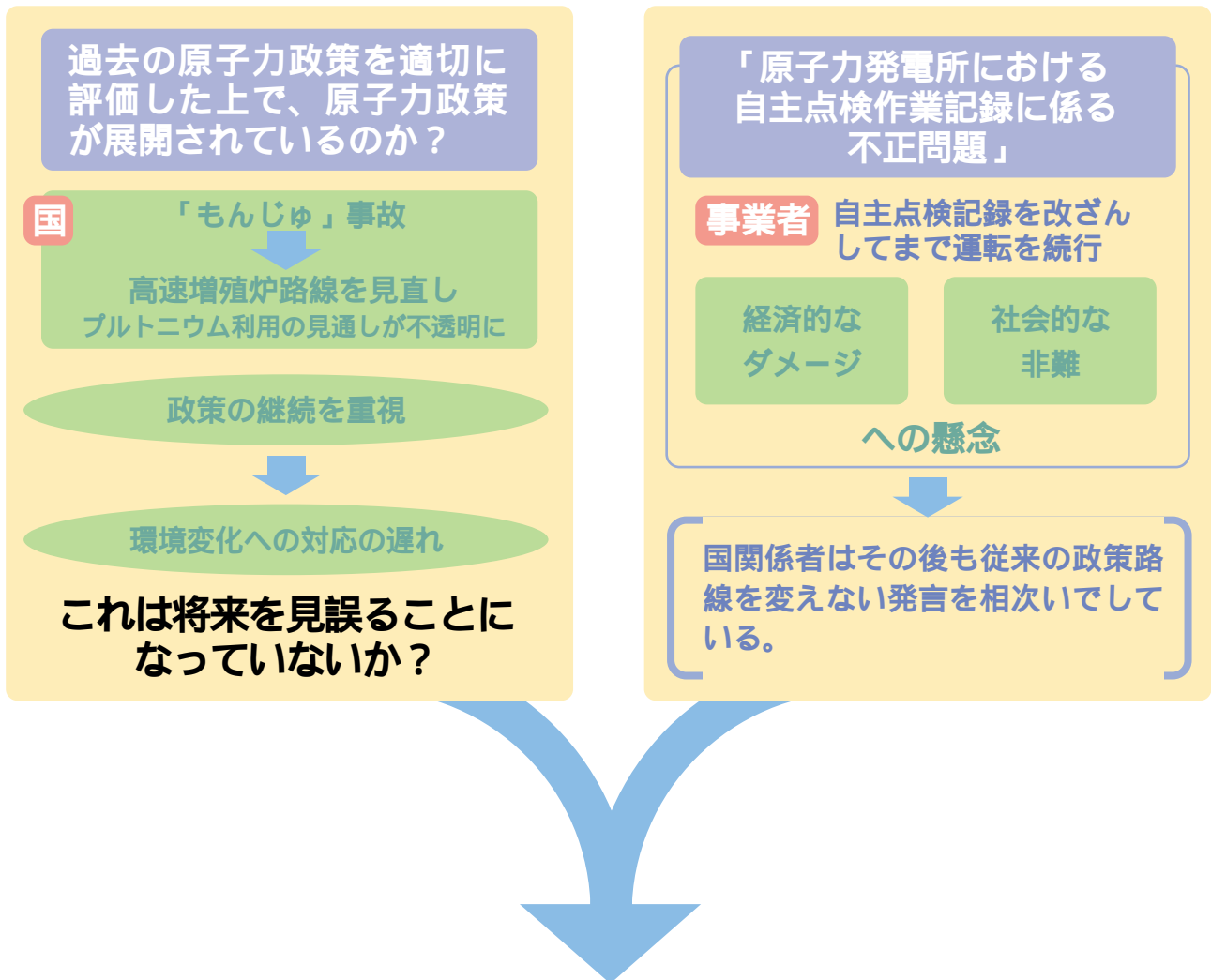
㈱日本総合研究所主任研究員(第4回検討会講師)

従来の代議制民主主義だけにとどまらない、様々な試みが濃くなるのではないかと考えられますが、その一例として、コンセンサス会議というものが考えられます。

③ 原子力政策の決定プロセスについて

(3) 原子力政策の評価は適切になされているのでしょうか。

「もんじゅ」事故がおきて、従来の高速増殖炉開発路線を見直した段階から、将来のプルトニウム利用の見通しが不透明になっています。その時点において、使用済核燃料全量再処理路線について再検討する必要があったのではないのでしょうか。



これらは、適時、適切な評価を行うことなく、いったん走り出すと止まらなくなってしまい、都合の悪い情報を隠してでも押し進めようという原子力行政の体質、体制そのものが露呈したものと考えられるのではないのでしょうか。

用語解説

【プルトニウム】

使用済燃料から再処理により回収される核燃料の一つ。プルトニウムとウランを混ぜ合わせることで、核燃料として利用できる核分裂物質を生成することができる。

検討会講師の意見より

中村政雄

科学ジャーナリスト(第12回検討会講師)

日本の原子力開発は、余り議論をしないで対症療法で場当たりのやってきました。根本的に自分で開発したものではなく、輸入の技術であり、技術の消化に精一杯で、政策的な成熟に向けて、煮詰めることが不足していたように思います。

③ 原子力政策の決定プロセスについて

(4) どこで原子力政策が決定されるのでしょうか。

原子力政策の決定システムは、国民からは理解しにくいとの指摘があります。最終的にどこで原子力政策が決定され、誰が責任をとるのでしょうか。また、原子力政策は、行政府のみで決定されていますが、国会審議を経るなど政策決定プロセスの民主化を図るべきではないのでしょうか。

原子力政策決定の現実

原子力委員会

原子力
安全委員会

経済産業省

資源エネルギー庁
原子力安全・保安院

を中心に、役割分担のもとで決定



どこに真の権限・責任があるのか、
国民の側から見て不明確

問題点の露呈

今回の「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」は、一事業者の問題として片づけられ、責任の所在があいまいにされている。

経済産業省

資源エネルギー庁長官は、報道当日までこの不正問題を知らなかった

原子力委員会

立地地域の住民に対する配慮より、核燃料サイクルの計画どおりの実施を叫んでいるような姿勢

原子力安全委員会

「足下をすくわれる思いだ」といった他人事のような発言



原子力政策が国策というのであれば、国にとって都合の悪い情報も、速やかにわかりやすく提供し、幅広く国民の意見を聴いたりという姿勢が重要であり、欧州の例に見られるような仕組みづくりを検討する必要があるのではないのでしょうか。

検討会講師の意見より

中村政雄

科学ジャーナリスト（第12回検討会講師）

原子力委員会で原子力を根本的に議論するとか、長期計画を立てると言っても原子力という狭い範囲での議論でしかありませんでした。エネルギー全体の流れの中で原子力はどうあるべきかという議論がありませんでした。

欧州の例

欧州では多くの国において、主要なエネルギー政策は国民投票や国会の議決を経て決められています。

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

(1) 原子力発電推進の理由は国民に対し説得力をもつのでしょうか。

ア 原子力発電は放射性廃棄物を排出することや万が一の事故の時、環境に重大な影響を与えることに十分言及せず、CO₂（二酸化炭素）の排出が少ない点のみを強調し、原子力発電を推進するのは妥当なのでしょうか。

国の見解

発電過程において、CO₂を排出しないことから、安定供給の確保や環境保全を図るため、今後とも原子力の導入を推進していく必要がある。

「温暖化対策としての原子力」についての国際的な意見

1999年：国連気候変動枠組み条約第5回締結会議（COP5）開催（ドイツ・ボン）

各国は「地球温暖化対策として原子力を推進することに対する懸念」を相次いで表明。

2001年：COP6 ボン合意

「共同実施、CDMのうち原子力により生じた排出枠を目標達成に利用することは控える」ことを合意。



原子力はCO₂削減の手法としては認められないこととなった。

用語解説

【CDM（クリーン開発メカニズム）】

先進国が技術や資金を提供し、開発途上国で温暖化対策事業を行い、その事業により削減された排出削減分を、事業の投資国と開発途上国とで分け合うことができる制度。

【共同実施（J I）】

CDMの支援先が開発途上国なのに対し、J Iは、支援先が先進国である同様の制度。

検討会講師の意見より

米本昌平

三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長（第3回検討会講師）

地球温暖化防止条約というのは、増え続けるCO₂濃度をどこかの時点で安定化させることを究極の目的としていますが、これを実現するには単なる技術開発だけでは無理で、ラジカルな変革、経済の激変を覚悟しなければなりません。こうしたことからすれば、原子力はせいぜい20～30年のプログラムです。

原発の寿命が40年だとすると、80年代初頭に運転を開始した世界中の100基近い原発が2020年前後に一斉に廃炉になります。先進国ではほとんど原発の増設がありませんが、同じ能力の原発をつなぎで投資しておかないと辻褄があいません。

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

(1) 原子力発電推進の理由は国民に対し説得力をもつのでしょうか。

イ 国は、原子力発電のコスト優位性を強調していますが、コストの積算基礎が示されていないなど情報公開が不十分であり、正しく評価できないのではないのでしょうか。

国の見解

原子力発電のコストはkWhあたり5.9円。
他の電源と比較しても遜色はないものと考えられる。

現在のコスト計算の問題点

1 計算の根拠となる数字のほとんどが非開示

電力会社の技術上、営業上の秘密であるとして、そのほとんどが非開示となっている。

2 安全性確保のためのコスト算出に疑問

「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」は、その背景に「経済性・効率性重視」の姿勢があると指摘される。

- ・ 不十分な情報で国民が理解できるのか。
- ・ 国民が考え、評価できるようにすべきではないか。

必要なコストとして、例えば安全確保のために必要な修繕等の費用が十分に盛り込まれているのか疑問。

「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」はコストの問題が根底にあったのではないかと(P17参照)

国民が考え、評価することが出来るよう、国や事業者が保有する情報やデータ等を、広く国民に提供すべきではないのでしょうか。

検討会講師の意見より

佐和隆光

京都大学経済研究所所長（第5回検討会講師）

発電所の発電単価を計算する時には、無視されている間接コスト、見えない費用というものがあります。不確実性、リスクなどの要因が少なからずコストに対して影響を及ぼすのです。そのコストは算定のしようもないし、よくわからない。少なくとも経済学の立場からすれば、民間企業の選択の結果が、間接コストをも含めた本当のコストの高低を示唆するのであって、仮定を設けて、そのもとで導出されたようなコストは、あまり意味がない数字です。

原子力発電のコスト計算

発表者	電源種	原子力	水力	石油火力	LNG火力	石炭火力
国	単位	5.9	13.6	10.2	6.4	6.5
CASA	円/kWh	10.26 ~ 10.5	9.31	9.62		

(注)CASA：特定非営利活動法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

(2) 電力自由化の中で原子力発電をどのように位置付けていくのでしょうか。

電力自由化が進む中、巨額の投資を要し、資本回収に長期間を要する原子力発電は成り立っていくのでしょうか。また、コスト競争が進む中、安全性の確保や適正なバックエンド対策がなされるのでしょうか。

国の見解

原子力発電はエネルギーセキュリティ（エネルギーの安定的な調達・供給を確保すること）や環境性に優れ、引き続き基幹電源に位置付けられる。

事業者の見解

- ・初期投資が非常に大きい。
- ・放射性廃棄物の管理など、バックエンドの対策が超長期にわたる。

短期の利潤追求が重視されがちな「自由化」の環境にはなじまない。

疑問

電力の自由化が進むと

コスト競争の激化により、安全性が軽視されないか。

事業者の財務体質の悪化により、バックエンド対策や廃炉が適切になされるのか。

例：英国 B E 社、B N F L 社

平成 8 年、商業用原子力発電所の民営化がなされ、B E 社が設立された。しかし電力自由化の中で競争に勝てず、経営難に陥り、政府に支援要請を行うに至っている。一方、核燃料、再処理、廃棄物部門は国有形態の B N F L 社が担当しているが、同社施設の廃止措置や廃棄物処理に関する債務が 10 億ポンド（約 7 兆 4 千億円）にもなっている。

電力の自由化については、早急に議論を進め、国民に対して考え方を明らかにしていく必要があるのではないのでしょうか。

用語解説

【バックエンド】

核燃料サイクル上の燃料の流れは、原子炉を中心に考えると前段と後段に分けられ、その後段の工程を指す。軽水炉の核燃料サイクルで言えば、使用済燃料の冷却・再処理、回収ウラン及びプルトニウムの再加工の各工程とそれらの工程の間に必要となる輸送工程、さらにはそれらの各工程から発生する廃棄物の処理処分を意味する。

検討会講師の意見より

佐和隆光 京都大学経済研究所所長（第 5 回検討会講師）

我が国では、原子力推進と電力自由化という、両立しない政策を同時にやっています。自由化は、ある意味で原子力の首を締めることになり、原子力推進とは相容れません。原子力先進国であるフランスでは、現在、原子力で供給している 75% の電力は不可侵の領域とし、残りの 25% については自由化を推進しています。我が国でも、原子力推進と電力自由化を両立させようとするのであれば、例えば原子力の電源の構成比率の上限を 45% とし、残りの 55% について自由化する、といったようにしないと両立は不可能です。

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

(3) 原子力発電所の高経年化対策は適切に進められるのでしょうか。
高経年化対策全般について、抜本的な見直しを図る必要があるのではないのでしょうか。

対策の現状

事業者 運転開始後30年を目途に行う技術評価に基づく長期保全計画の策定

国 この検討結果を評価・確認

問題点

1 これらの対策は、すべて事業者の自主保安活動になっている。

2 評価そのものの信頼性が揺らいでいる。

「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」では、定期安全レビューそのものの評価の信頼性が揺らいでしまっている。
福島県内の原子炉10基のうち9基の定期安全レビューの評価を撤回。

このような状況下では高経年化対策として十分機能しないのではないかと。

国による長期保全計画に対する審査の法的な位置付けの明確化や、安全規制に係る新たな許認可制度を創設するなど、高経年化対策全般について、抜本的な見直しを図る必要があるのではないのでしょうか。

用語解説

【高経年化】

原子力発電所の運転開始後の経過年数が長くなること。県内の原子力発電所は、福島第一原子力発電所1号機に続き、2号機も2年後には、運転開始後30年を迎えようとしている。

【定期安全レビュー】

電力会社が約10年に一度、内外の原子力発電所の運転経験等や最新の技術的知見が反映されているか及び高経年化に関する技術評価についてとりまとめ、国に提出、評価を受ける。

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

(4) 高レベル放射性廃棄物処分の実現見通しはどのようなのでしょうか。
法律・制度は確立されましたが、処分地決定は相当困難なのではないのでしょうか。

対策の現状 日本では、再処理によって使用済燃料から分離される高レベル放射性物質を30年から50年程度冷却のため貯蔵した後、地下300mより深い地層に処分する方針。

法律の整備

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が成立

「原子力発電環境整備機構」の設立

民間の処理実施主体として設立され、準備が開始(平成12年10月)(2033~37年頃に処分開始)

しかし、国はこれらの以前から、特定の自治体に対しては「高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」等の約束をしている。

このような対応では、今後とも実現は相当の困難が予想されるのではないのでしょうか。

5 核燃料サイクルについて

(1)核燃料サイクルは現段階で必要不可欠なものと言えるのでしょうか。

ウラン資源が安定的に供給されるのならば、ウラン資源の消費を節約するために実施される再処理は、現段階で必要不可欠なものと言えるのでしょうか。

国の見解

ウラン資源は、政情が安定した国々に分布していることから供給安定性に優れているが、ウランの可採年数は約60年と言われており、一度限りの利用では、いずれ他の化石燃料資源と代わらない道を歩むことになる。

世界のウラン資源埋蔵量

確認可採埋蔵量	395万t (1999年)
年生産量	3.5万t (1999年)
可採年数	64.0年 (1998年)

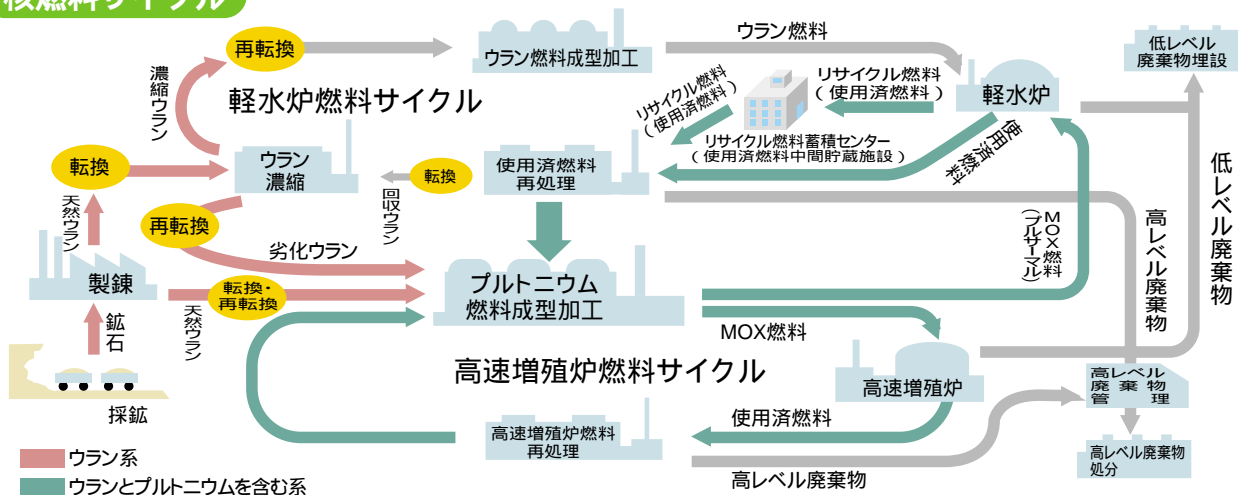
ウランは十分な在庫があり、年生産量と年消費量のバランスがとれていないため、確認可採埋蔵量を年消費量(6.2万t)で割った値とした。
作成：福島県エネルギー政策検討会
出所：OECD/NEA/IAEA(2000年)

疑問

一方、IEA(国際エネルギー機関)の世界エネルギー需給見通しによれば、石油、天然ガス、石炭、ウランの各資源は、2020年以降の増大するエネルギー需要を満たすために、物理的に十分な埋蔵量があると分析されている。

ウラン資源が長期的・安定的に供給されるのであれば、ウラン資源を節約するために実施される再処理は、現段階で必要不可欠なものと言えるのでしょうか。

核燃料サイクル



用語解説

【核燃料サイクル】

原子炉の燃料となるウランは、鉱山で採掘された後、原子炉で使用されるまでに、様々な化学的、機械的加工が行われる。また、原子炉で使用された後も再処理することにより、核分裂性物質を抽出し、これを再び核燃料として抽出する。このような一連の循環過程を核燃料サイクルという。

5 核燃料サイクルについて

(2) 核燃料サイクルは資源の節約、ひいては安定供給につながるのでしょうか。

検討会において、1回の再処理の場合、高速増殖炉がなければ10%程度の節約にとどまるとの指摘がされています。この程度の節約で再処理を行うのは、再処理コストやバックエンドコストの不透明さなどを考えれば、果たして妥当と言えるのでしょうか。

国の見解

核燃料サイクルの必要性

目的 **1** エネルギーの安定供給のため

- ・将来のエネルギー需給は予断を許さない。
- ・エネルギー自給率の低い我が国にとって必要不可欠。

目的 **2** 資源の節約のため

- ・使用済ウラン燃料から元の燃料の約4割の新燃料を供給できる。

現状として

ウラン資源の利用効率を高める高速増殖炉の見通しは立っていない。(P19参照)
その場合の燃料の節約は、約10%と指摘されている。

この程度の節約で再処理を行うのは妥当なのでしょうか。

- ・不透明なコストの問題。(P12参照)
- ・再処理により発生する廃棄物の問題も考慮しなければならない。(P14、19参照)

さらに国からは 現時点でプルサーマル計画を凍結した場合

「原子力発電立地県において、使用済燃料対策問題を引きおこし、原子力発電の運用に支障をきたす」との指摘があります。

使用済燃料対策は、国が責任をもって行わなければならなかったものであり、それを立地地域のプルサーマル受け入れ問題とするのは「問題のすり替え」であり、責任を立地地域に押しつけようとするものではないでしょうか。

検討会講師の意見より

吉岡 斉 九州大学大学院教授(第8回検討会講師)

1回の再処理を行う場合、節約可能なウラン資源は、現在の計画では10%程度の節約に止まります。再処理のメリットとして、ウラン資源の有効利用が上げられていますが、それは高速増殖炉システムと組み合わせることによって初めて意味を持つものです。

山地憲治 東京大学大学院教授(第9回検討会講師)

再処理はなぜやるのか。つまり再処理は資源の回収のためにやるのか、放射性廃棄物の処理・処分のためにやるのか、といえば、今や後者しかありません。

神田啓治 京都大学教授(第10回検討会講師)

資源のない日本がプルトニウムの使い方の模範を示すということは、この産業に携わる人々の重要な責務であると思います。プルトニウムは大変重要な資源なので、使わない手はありません。

5 核燃料サイクルについて

(3) 核燃料サイクルの経済性に問題はないのでしょうか。

核燃料サイクルのコスト問題は、電力自由化が進展する中で、立地地域に大きな影響を及ぼす重要な問題であるにもかかわらず、その積算基礎が十分に明らかにされておらず、経済性の評価が困難ではないのでしょうか。

国の見解

核燃料サイクルコスト1.65円を含めた原子力発電コストを kWh あたり**5.9円**と試算。(P12参照)
他の電源と比べて遜色ないとしている。

事業者の見解

原子力は、初期投資が非常に大きく、放射性廃棄物の管理などが超長期にわたるなど、自由化・競争市場化の環境にはなじまない要素がある。

《出典：東京電力(株)「電気事業制度に関する東京電力の考え」》

疑問

電気事業者にとって、核燃料サイクルは多大な負担になってくるのではないか。

新聞報道によると、再処理の経費は10兆円と見込まれ、バックエンド費用等は2045年までに全国で30兆円にのぼるとされている。又、現在止まっている高速増殖炉については、既に1兆2000億円以上が投資されている。

「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」は、コストの問題が根底にあったのではないかと有識者のコメントが報道されている。

再処理の経費は10兆円と見込まれるとの新聞報道もある。再処理に要する経費やコストの積算基礎が明らかにされていない中で、果たして核燃料サイクルの経済性に問題はないのでしょうか。

検討会講師の意見より

山地憲治

東京大学大学院教授(第9回検討会講師)

今は再処理は非常にコストが高い。現在は、ヨーロッパでの評価でも再処理の費用が1キログラム1,000ドルと、かつての10倍になっており、我が国ではもっと高い。この再処理のコストではとても経済性が成り立ちません。

吉岡 斉

九州大学大学院教授(第8回検討会講師)

自由化の時代において核燃料サイクル事業を実施する立場にある電力業界が消極姿勢を強めています。再処理だけで1円以上のハンディキャップを負い、高レベル廃棄物処分の数十銭を加算すれば独立系電気事業者と勝負になりません。

核燃料サイクルコスト(国が示しているコスト)

核燃料サイクルコスト		1.65円/kWh
フロントエンド		0.74円/kWh
鉍石調達、精鉍、転換		0.17円/kWh
濃縮		0.27円/kWh
再転換		0.29円/kWh
再処理		0.63円/kWh
バックエンド		0.29円/kWh
中間貯蔵		0.03円/kWh
廃棄物処理		0.25円/kWh

《出典：総合エネルギー調査会第70回原子力部会資料》

5 核燃料サイクルについて

(4) プルトニウムバランスはとられているのでしょうか。

高速増殖炉の実用化の目途が立たず、青森県大間町のフルMOX原子炉建設も遅れ、軽水炉のMOX燃料装荷も具体化していない中で、六ヶ所再処理施設が稼働すれば、新たな余剰プルトニウムを生み出すのではないのでしょうか。

我が国のプルトニウム利用の原則（国際公約）

『利用目的のない「余剰プルトニウム」を持たない』

しかし、「利用目的」や「余剰」といった言葉の定義が曖昧であることは、原子力委員会も認めている。

現 状

高速増殖炉の実用化の
目途が立たない

青森県大間町の
フルMOX原子炉建設の遅れ

軽水炉のMOX燃料装荷も
具体化していない
不正問題等による
プルサーマル計画の実施見送り

原子力長期計画にあるプルトニウムバランスは現実性を持たなくなり、我が国のプルトニウムの利用が不明確になっている。

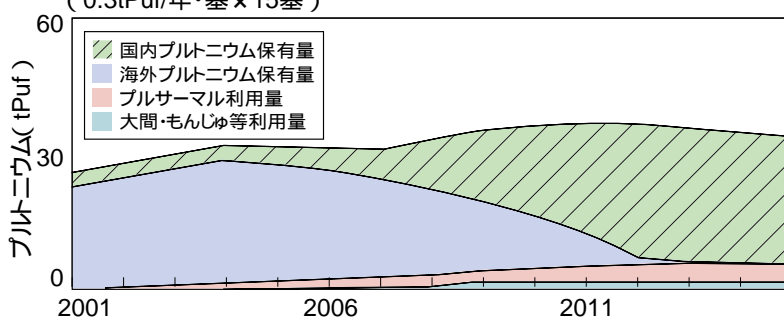
疑 問

海外処理委託分の約30トンのプルトニウムだけでも、使い切るには相当長期間を要するものと思われ、このような中で、青森県六ヶ所村再処理施設が稼働すれば、新たな余剰プルトニウムを生み出すのではないのでしょうか。

プルトニウムの利用計画、需給バランスについてきちんと明確に示さない限り、本当の意味での国民理解、あるいは国際的な理解は得られないのではないのでしょうか。

プルトニウム保有率・利用率の推移イメージ

(0.3tPuf/年・基×15基)



Puf (核分裂性プルトニウム)

前提条件

国内プルトニウム在庫量
核燃料サイクル開発機構東海再処理施設の稼働を考慮(今後0.2tPuf/年で試算)
また、日本原燃の六ヶ所施設の2005年以降の運転計画を考慮(4.8tPuf/年で試算)
海外プルトニウム在庫量
2010年までに約30トン回収
プルサーマルによる利用量(0.3t×15基で利用の場合)
電事連計画ベース(1999年から開始し、2010年までに15~17基でプルサーマルを実施する)を遅らせて2002年からスタートさせた場合。(2013~2014年で全体で約4.5tPuf利用するとして試算)
大間・もんじゅ等による利用量
もんじゅ、大間フルMOX炉がそれぞれ2005年、2009年頃から稼働を想定。(「もんじゅ」等研究用に0.3tPuf/年、「大間フルMOX炉」1.1tPuf/年消費するとして試算)
《作成：福島県エネルギー政策検討会》

検討会講師の意見より

山地憲治 東京大学大学院教授(第9回検討会講師)

現在の再処理・プルトニウム利用政策(プルトニウム供給量に合わせて需要を決定する)を継続する限り、我が国の「余剰ゼロ」政策は履行できません。余剰ゼロを容易に実現するためにも、また経済的見地からも、従来の「供給ありき」の政策から需要に合わせて再処理を行う政策に転換すべき。六ヶ所再処理施設の計画は再考する必要があります。

5 核燃料サイクルについて

(5) 高速増殖炉の実現可能性はどのようなのでしょうか。

原子力長期計画には「実用化への開発計画については実用化時期を含め柔軟かつ着実に検討」とありますが、高速増殖炉の実用化の目途は立たないのではないのでしょうか。そのような中で、再処理路線を押し進めることは果たして妥当なのでしょうか。

国の見解

平成6年の
原子力長期計画

高速増殖炉の実証炉1号炉は2000年代初頭に着工することを目標とする。

平成12年の
原子力長期計画

実証炉については、実現化への開発時期については、実現化時期を含め柔軟かつ着実に検討する。

海外では

再処理先進国でも高速増殖炉を断念

発電量の7割以上を原子力発電に依存し、再処理を積極的に行っているフランスでさえ、トラブルやコスト上の問題から1997年に高速増殖炉実証炉計画が断念された。

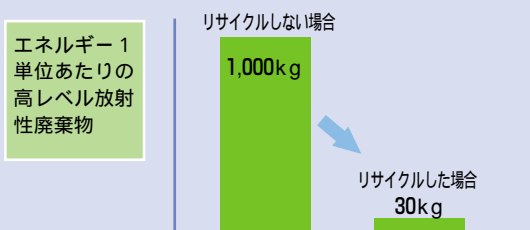
5 核燃料サイクルについて

(6) 再処理は本当に高レベル放射性廃棄物の量を大幅に削減できるのでしょうか。

再処理のメリットのひとつとして、高レベル放射性廃棄物の減容があげられていますが、ガラス固化などにより、再処理前の使用済燃料の半分程度の容積になるとどまり、さらに直接処分と比べて低レベル放射性廃棄物がけた違いに多く発生するなど、そのメリットも相殺されてしまうのではないのでしょうか。

国の見解

使用済燃料の再処理により、高レベル放射性廃棄物を大幅に削減できる。



疑問

高レベル放射性廃棄物はガラス固化される

したがって

- ・単純に30kgになるのではない。
- ・容積は使用済燃料の半分程度になるとどまる。

さらに

- ・再処理によって大量の低レベル放射性物質が発生。
- ・最終的には再処理工場自体が放射性廃棄物となる。

高レベル放射性廃棄物の容量が減るとい理由のみで、単純に再処理のメリットがあると言えるのでしょうか。

5 核燃料サイクルについて

(7) 使用済MOX燃料の処理はどうするのでしょうか。

使用済MOX燃料は、第二再処理工場で処理する方針が打ち出されていますが、現在の原子力長期計画においては、その建設年次の記述さえなくなっています。その実現可能性は極めて薄いのではないのでしょうか。

国の見解

平成6年の
原子力長期計画

「(第二再処理工場は)2010年頃に再処理能力、
利用技術について方針を決定」



しかし

平成12年の
原子力長期計画

「2010年頃から検討されることが適当である」

(建設目標年次の記述さえなくなっている)



第二再処理工場の実現可能性が極めて低い中で、
使用済MOX燃料の処理は明確ではない。

用語解説

【中間貯蔵】

原子力発電所で使い終わった燃料(使用済燃料)を、再処理するまでの間、当該原子力発電所以外
の使用済燃料貯蔵施設において貯蔵すること。

【第二再処理工場】

ウラン燃料の使用済み燃料と使用済みのMOX燃料は混合して再処理を行うことができることから、国では使用済MOX燃料の再処理は第二再処理工場で行うこととしている。

【ガラス固化】

核分裂生成物などをガラスの中に溶かし込んで固めることで、固化したものは非常に安定した物質となる。使用済燃料の再処理の過程で発生する高レベル放射性廃棄物はこの方法で固化される。

【高速増殖炉】

高速で動く中性子(高速中性子)を使う原子炉は、燃えにくいウランをプルトニウムに転換してウラン資源の利用効率を高めることができるとともに、プルトニウム等多様な燃料組成や燃料形態にも柔軟に対応し得る。中でも、燃えて消費した以上の燃料ができる(増殖する)よう設計された原子炉を高速増殖炉という。

【高レベル放射性廃棄物】

使用済燃料のリサイクル過程で発生する放射性の高い廃液をガラスで固めたもの。

6 電源立地地域の将来について

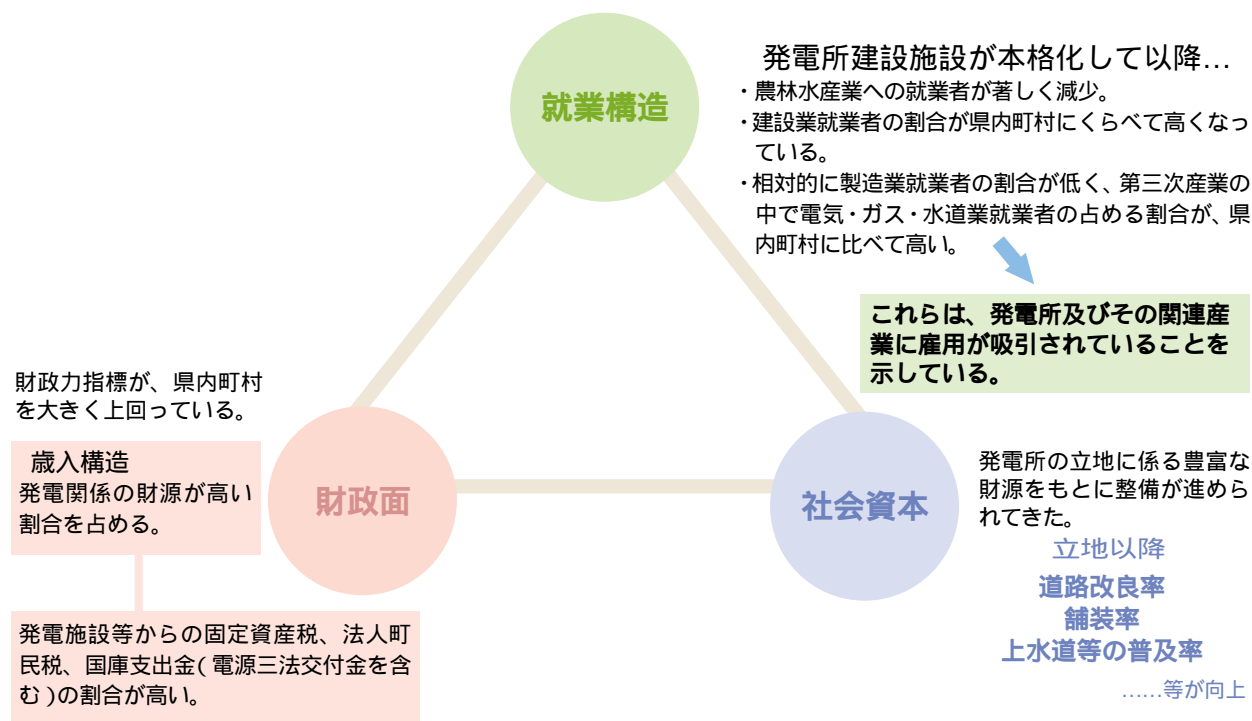
(1) 発電所の立地は、電源立地地域の将来にわたる振興に寄与できるのでしょうか。

これまで発電所の立地は、地域振興に寄与してきました。しかし、発電所への依存度が高いモノカルチャー的な経済から自立することが求められているのではないのでしょうか。

福島県は日本有数の電源立地地域

本県は、只見川電源開発での水力発電、双葉郡での原子力発電等の立地が進められ、日本有数の電源立地地域となっています。

原子力発電所などが立地する地域では



財政、経済、雇用の面で、発電所の立地効果を楽しんできた。



現 状

1 発電所以外の産業の集積が進んでいない。

2 発電所の運転年数の経過に伴い、電源三法交付金や固定資産税等が大きく減少してきている。

将来にわたる地域振興を図るためには、発電所のみ大きく依存する経済から自立することが求められているのではないのでしょうか。

6 電源立地地域の将来について

(2) 廃炉を見据えた地域の将来を考える時期にあるのではないのでしょうか。

福島県内の原子力発電所は、稼働から30年が経過した原子炉があるなど高経年化が進んでおり、将来予想される廃炉という事態にどう対処していくべきか、廃炉を見据えた地域の将来を真剣に考える時期にあるのではないのでしょうか。

近い将来、寿命を迎える 福島県内の原子力発電所

40年と言われる
原子炉の設計寿命で考えた場合

県内の原子炉10基のうち、
最も古い
福島第一原子力発電所1号機は
2011年頃に、
そして2027年頃には
県内すべての原子炉が、
設計寿命を迎えることになる。



福島県内の原子力発電所の廃炉時期

(仮に運転開始から操業停止までを40年、廃止措置を30年とした場合)

発電所施設名	出力等	所在地	運転開始年月日	操業停止の時期 () 及び廃止措置期間 ()		操業停止後の 残存出力数 (認可出力)
				2011年頃	2041年頃	
福島第一 原子力発電所	1号機 46.0万kW	大熊町	1971年 3月26日			863.6万kW
	2号機 78.4万kW		1974年 7月18日			785.2万kW
	3号機 78.4万kW		1976年 3月27日			706.8万kW
	4号機 78.4万kW		1978年 10月12日			628.4万kW
	5号機 78.4万kW	双葉町	1978年 4月18日			550.0万kW
	6号機 110.0万kW		1979年 10月24日			440.0万kW
福島第二 原子力発電所	1号機 110.0万kW	楢葉町	1982年 4月20日			330.0万kW
	2号機 110.0万kW		1984年 2月3日			220.0万kW
	3号機 110.0万kW	富岡町	1985年 6月21日			110.0万kW
	4号機 110.0万kW		1987年 8月25日			0.0万kW

《作成：福島県エネルギー政策検討会》

廃炉の問題点

- 1 廃炉に当たっての自治体の関与が法制化されていない。
自治体の意向は関係なしに、事業者の経営判断のみで廃炉が決定され、地域経済に大きな打撃を与えてしまう恐れがある。
- 2 廃炉にかかる巨額な費用は的確な見積りが困難で、現在の引当金制度で果たして適切な廃炉手続きがなされるのか不安がある。
- 3 廃炉後には、発電関係の財源のほとんどが失われ、就業機会の喪失や購買力の低下など、地域経済に大きな影響を与えることは必至である。

エネルギー政策が国策であるのならば、廃炉を見据えて、その後の自立的な地域への円滑な移行が図られるよう制度を整備すべきではないのでしょうか。

「原子力発電所における 自主点検作業記録に係る不正問題」について

本件は、原子力発電所の安全性に対する信頼を根本的に揺るがす極めて重大な問題であり、事業者の責任はもちろんのこと、国の責任も極めて重大である。

原子力政策を“ブルドーザーのように”、また、“立地地域の住民を軽視して”進める国の体制・体質の問題である。

- ・「もんじゅ」「JCO」事故の際にも情報隠しや不正行為が行われたが、国の原子力行政にこれまでの教訓が全く生かされていないのではないかと。
- ・国は、情報を入手してから2年余り地元は何の連絡・報告もせず、突然公表し、一方では、その間、地元に対し安全性の広報等を大々的に行っている。立地地域住民の安全・安心をどのように考えていたのか。
- ・大臣に公表前日まで報告がなかったことなど、国の組織内部における情報伝達、調査、意思決定に問題はなかったのか。
- ・国は、公表する機会が多々あったにもかかわらず公表せず、また、申告者の個人情報を実質的に事業者に伝えるなど、情報公開や個人情報管理に問題はなかったのか。
- ・国は、この状況にあっても、「プルサーマル計画を着実に進める」などとしているが、今回の問題の本質を理解していないのではないかと。

国の検査体制は十分に機能してきたのか、国は原子力発電所の安全確保に真に責任をもって対応できているのかが、現実の問題として噴出している。

- ・自主点検結果は国への定期検査結果報告書に記載されており、不正疑惑が指摘されれば、国は究明可能なのではないかと。
- ・今後、電力自由化の進展によっては、今回のような問題をさらに引きおこすことにならないかと。
- ・国において、事後保全、維持基準など新たな検査制度の導入が検討されているが、再発防止に本当に効果があるのか、原子力発電所の安全性・信頼性向上に結びつくのか疑問があり、慎重に検討していくべきではないかと。
- ・国は、定期安全レビューの評価で、安全性、信頼性が高い水準にあることを一旦は認め、その後十分な説明もないまま撤回しており、国の安全に関する審査、評価体制そのものが適切に機能しているとは到底言えないのではないかと。
福島県内の原子炉10基のうち9基の定期安全レビューの評価を撤回。

今回の問題により、国の原子力政策、安全確保にかかる基本的な体質・体制そのものが厳しく問われている。

- ・「三県知事提言」以降も、国の原子力行政の体質・体制はほとんど変わっておらず、むしろ部分的には後退しているとすら言えるのではないかと。
- ・国と事業者が、適切な緊張関係の中において、それぞれが権限を行使し、責任を果たすとともに、必要かつ十分な情報を国民に公開していくことが当然のこととして求められており、これが機能しないということは、地域住民、一般国民は一体何を頼りにどう判断すればよいのか。
- ・原子力発電は、地域との揺るぎない信頼関係があって初めて共存できるということを、国、事業者は肝に銘じるべきであり、技術論を偏重し、世論や地域の感情を軽視する体質こそが、今回の問題の背景にあるのではないかと。

参 考

【自主点検作業記録不正問題の概要】

平成14年8月29日に国の原子力安全・保安院及び東京電力から「原子力発電所における自主点検作業記録の不正問題」が公表されました。

その内容は、東京電力が福島第一原子力発電所、同第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所において、1980年代後半から90年代にかけてGeneral Electric International Inc.(GEI社)に発注して東京電力が実施した自主点検作業について、シュラウド、蒸気乾燥機、ジェットポンプなどの機器のひび割れやその兆候等の発見、修理作業等についての不正な記載等が行われていたというものであります。

公表に至るまでの経緯は、次のようなものでした。

平成12年 7月 3日	通商産業省が福島第一原子力発電所1号機の蒸気乾燥機の点検結果に関する申告を受ける。
11月13日	同じ申告者から通商産業省へ第2回目の申告(福島第一原子力発電所炉内で工具紛失、回収)
14年 3月19日	国及び東京電力に対し、GE本社が申告案件以外の問題があることを情報提供。
5月23日	国に対し、GE本社が申告以外の案件の対象機器と件数の概要(20数件)を情報提供。
8月 7日	国に対し、東京電力が申告以外の案件について報告。
8月29日	国及び東京電力が自主点検作業記録等29件の不正の疑いについて公表。 (県内分)福島第一原子力発電所18件 # 第二原子力発電所7件
9月13日	原子力安全・保安院が、東京電力が10年ごとに実施している定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回。 (県内分)福島第一原子力発電所 1・2・3・4・5号機 # 第二原子力発電所 2・3・4号機

【「中間とりまとめ」以降の主な経過】

9月20日	原子力・安全保安院及び東京電力が、原子炉再循環系配管の点検・補修作業に係る不適切な取り扱いの疑いがある事案8件を公表。 (県内分)福島第一原子力発電所5件 # 第二原子力発電所1件
10月1日	原子力安全・保安院が、原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題についての中間報告。経済産業大臣から東京電力に対して厳重注意/検査強化についての行政処置。
3日	原子力安全・保安院が、福島第二原子力発電所1号機の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回。
25日	原子力安全・保安院及び東京電力が、原子力発電所における格納容器漏えい率検査の不正問題を公表。 ・福島第一原子力発電所1号機において、平成3年及び4年に実施された定期期間中に行われた原子炉格納容器の漏えい率検査が適正に行われなかったというもの(平成14年11月5日現在 原子力安全・保安院及び東京電力において調査継続中)
28日	東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会(委員長:佐藤一男元原子力安全委員長)が中間報告。
29日	原子力安全委員会が経済産業大臣に「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」。
31日	原子力安全規制法制検討小委員会(委員長:近藤駿介東京大学大学院教授)が中間報告。

おわりに

科学技術は核エネルギーをはじめ、生命科学、ITなど、かつてないほど生活に大きな影響を与えるようになっており、住民は否応なしに科学技術の成果にさらされている。

昨年9月の同時多発テロは、人々に科学技術が悪意をもって利用されたときの恐怖をまざまざと見せつけた。

また、科学技術の発展により巨大都市が誕生したが、一方で、公害やヒートアイランド現象などその負の影響が大きく顕在化している。

科学技術を真に人間社会を豊かにするものとするためには、科学技術を人間や社会に関連づけて考える視点を持つとともに、住民においても、自治体においても中央依存から脱却し、自ら情報を得る努力と自ら判断し、行動することが求められている。

この基盤となるのは徹底した情報公開と意思決定過程の透明性の確保である。

県としては、このような基本的認識のもと、本来国策であるエネルギー政策全般、とりわけ原子力政策について電源立地地域の立場から検討を進めてきた。その過程で、様々な疑問点が浮かび上がってきたが、今回明らかになった自主点検作業記録に係る不正問題は、その疑問点が、正に現実のものとなって顕在化したものであると考える。

こうした状況を踏まえると、原子力発電の健全な維持・発展を図るためには、国は、今回の問題を契機に、かたくなに既定の方針に固執するような進め方を止めて、原点に立ち返り、あるべき原子力政策について、真剣に検討すべき時であると考えている。

そして、平成8年の「三県知事提言」以降、再三にわたり指摘してきたように原子力発電所立地地域の住民の立場を十分配慮しながら、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、まさに新しい体質・体制のもとで今後の原子力行政を進めていくべきではないか。

とりわけ、核燃料サイクルについては、一旦、立ち止まり、全量再処理と直接処分等他のオプションとの比較を行うなど適切な情報公開を進めながら、今後のあり方を国民に問うべきではないか。

最後に、国は、我々の意見に謙虚に耳を傾け、自らの責任と権限のもと、我々の示した疑問点等について国民に説明責任を果たしながら、これまでの流れにとらわれない、新しい原子力政策の具体像を国民の前に明らかにし、国民の理解・信頼さらには安全・安心に裏打ちされた原子力行政を進めるよう期待する。

ご意見・お問合せ先

福島県
企画調整部 地域づくり推進室 エネルギー政策グループ

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 ☎024-521-7312 ㊚024-521-7372
【ホームページ】<http://www.pref.fukushima.jp/>
【Eメール】energy-g@pref.fukushima.jp

「中間とりまとめ」を入手・閲覧されたい方は、電話・ファックス・メール等でお気軽にお問合せ下さい。

なお、「中間とりまとめ」は、福島県のホームページでも御覧いただけます。

この「中間とりまとめ」について、ご意見やご疑問などがありましたら、お寄せ下さい。

発行:(財)福島県原子力広報協会

監修:福島県

〒979-1308福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地(福島県原子力センター内)

TEL 0240(32)3734 FAX 0240(32)3440

ホームページアドレス <http://www.atom-fukushima.or.jp>

財団法人福島県原子力広報協会は福島県と広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・小高町・都路村・いわき市の11市町村で構成されています。



この印刷物は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。